



原稿の締切の  
お知らせ

1月号は  
11/30  
日まで

「情報ひろば」へ掲載希望の方は、上記日付までに秘書広報課窓口へ持参(平日)・郵送・ファクス・Eメールのいずれかで提出してください。掲載については、秘書広報課で判断させていただきます。



### 暮らし

#### 司法書士無料法律相談会

日時 11月5日(水)9時～12時  
場所 りんくる  
内容 登記手続、相続遺言手続、多重債務についての相談や身の回りのトラブルなど

問合せ 市民生活課  
☎72・3191

#### 11月のごみ収集日

燃えなごみの日 12日(水)  
※3日(月・祝)、24日(月・祝)の燃やせるごみの地区の収集は通常どおり

問合せ ごみ対策課  
☎72・3126

#### みどりのリサイクルの終了

みどりのリサイクルは11月25日(火)で終了します。期間終了後に出すと公園利用者や近隣の方に迷惑ですので、絶対にやめましょ

# 情報ひろば

- 市役所
- 厚田支所
- 浜益支所
- りんくる

花川北 6・1・30・2 ☎72・3111  
厚田区 厚田 18・1 ☎78・20011  
浜益区 浜益 2・3 ☎79・2111  
花川北 6・1・41・1 ☎72・8343

- 花川北コミセン
- 花川南コミセン
- 八幡コミセン
- 市民館
- 市民プール
- 市民図書館
- B & G 海洋センター

花川北 3・2・19・8 ☎74・6525  
花川南 6・5・27 ☎73・5300  
八幡 2・3・32 ☎66・4261  
花川北 6・1・42 ☎74・2249  
花川北 3・2・19・8 ☎74・6611  
花川北 7・1・26 ☎72・2000  
花畔 3・3・7・4 ☎64・6010

う。また終了後は有料収集となりますので、燃やせるごみの日に指定ごみ袋に入れて玄関前に出して下さい。

問合せ ごみ対策課  
☎72・3126

#### 11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間

【警察本部被害相談窓口】  
相談センター ☎#91100か  
☎011・241・9110

性犯罪被害 110番  
☎0120・756・310

少年相談 110番  
☎0120・677・110

暴力相談  
☎011・222・0200

【北海道被害者相談室】  
社団法人北海道家庭生活総合力  
ワンセンシングセンター  
☎011・232・8740

【犯罪被害給付制度】  
不慮の犯罪行為で亡くなった被害者のご遺族や、障がいが残っ

たり重傷病を負った被害者の方に対する国の給付金です。  
問合せ 北警察署  
☎011・727・0110

#### ポイ捨てはやめましょ

ごみを他人の敷地や道路などに不法に捨てるのは犯罪です。住民、歩行者、車の通行に支障をきたすだけでなく、地域の景観を損ね生活環境を悪化させます。違反すると重い罰則を課せられることがあります。

問合せ ごみ対策課  
☎72・3126

#### 停電情報サービス

☎0120・285・1211(24時間)  
停電発生時に無料で停電地域などを確認できます。  
※数分程度の短時間停電については対象外です

問合せ 北海道電力(株)  
☎011・772・7101

#### 石狩市電話帳

石狩商工会議所青年部が、「石狩市電話帳」を作成します。冊子の前半に企業、後半に個人宅の電話番号を記載し、市内在住者をほぼ網羅しています。来年3月末までに市民へ配布予定です。

企業の広告掲載新規申込や、個人の電話番号、住所などの掲載に関するお問い合わせ(変更や電話番号を掲載したくないなどのご希望)については、12月1日(月)までに「石狩市電話帳変更届」でお知らせください。 ※変更届は、石狩商工会議所、市役所(協働推進・市民の声を聴く課)、各支所、各コミセン(花川北・花川南・八幡望来、浜益)にあります

申込・問合せ 石狩市電話帳作成事務局 ☎72・2111  
☎72・2577

#### 石狩ハイスタンプ会

貯めたシールで参加できる各種

イベントを企画しています。  
【ダブルチャンス・灯油抽選会】  
抽選で20人に灯油100ℓプレゼント。

【中央バスカードと交換】  
満貼台紙5冊で中央バスカード1枚(3千円)と交換(先着8人、1人1枚)。  
受付 11月4日(火)10時～  
申込・問合せ 石狩ハイスタンプ会事務所(花川南2・2)  
☎72・4575(月～金曜10時～16時)  
http://www.hi-stamp.ecnet.jp/



### 行事

#### 第21回いしかり菊花展

日時 11月1日(土)～3日(月・祝)  
9時30分～17時  
場所 花川北コミセン  
内容 大菊・小菊の展示、お茶席  
(10時～15時)  
問合せ いしかり菊花展実行委員会 瀬野さん ☎74・0229



●リサイクルプラザ recycle@city.ishikari.hokkaido.jp  
 ●協働推進・市民の声を聴く課 kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

●社会教育課 manabee@city.ishikari.hokkaido.jp

**石狩翔陽高校図書館  
一般公開**

【今津秀邦 写真展】旭山動物園】

日時 11月4日(火)～14日(金)14時～15時15分 ※6日(木)、土日を除く

【源氏物語朗読会】『源氏物語』千年紀】

瀬戸内寂聴著『女人源氏物語』や『源氏物語』の原文朗読と解説です。

日時 11月14日(金)13時50分～14時30分

**【共通事項】**

※いずれも事前予約制  
 場所・申込・問合せ 石狩翔陽高校 谷口さん ☎74・5771

**リサイクルプラザ講座**

**【愛犬のウエア作り講座】**

愛犬との暮らしを楽しく演出するすてきな服作り。

日時 11月5日(水)・12日(水)・19日(水)9時30分～12時

※首周り・胴の長さ・脚高を測ってきてください

持ち物 古着(トレーナー・Tシャツなど)  
 費用 500円

**【布ぞうり作り講座】**

日時 11月6日(木)・13日(木)・20日(木)9時30分～12時

持ち物 古着(浴衣・バスタオルなど)  
 費用 200円

**【共通事項】**

申込期間 10月29日(水)9時～定員 各日5人(先着順)

※古着が無くても可  
 場所・申込・問合せ リサイクルプラザ(新港南1・22)

☎64・3196(9時30分～16時30分月曜・祝日休館)

**ロビーコンサート**

【女声コーラス いしかりエコー】

作曲家・萩原英彦さんの女声合唱曲集から歌います。

日時 11月6日(木)12時20分～12時40分

場所 市役所1階ロビー  
 問合せ 社会教育課 ☎72・3173

**フラ・サークル無料体験講座**

対象 大人

日時 11月6日(木)18時30分～20時30分

場所 花川北コミセン ※申込不要

問合せ ハイビスカス 和泉さん ☎74・6581

**地域連携「ミニニティ再生講座」**

【協働は地域と手をむすび】

市民と団体・地域との連携や協働など今後の展開を議論するフォーラムです。申込不要。

日時 11月8日(土)13時～15時30分  
 場所 花川南コミセン

**市長室開放**

市民の方はどなたでもお越しいただけます。当日の午前中までに電話でお申し込みください。

日時 11月11日(火)15時～17時

【10月の内容】  
 コスモス会の窮状について  
 申込・問合せ 協働推進・市民の声を聴く課 ☎72・3153

**消費生活相談**

**偽造盗難カード被害を補償**

偽造や盗難のキャッシュカードによる不正引き出しの被害について、原則として金融機関が補償する「預金者保護法」があります。しかし、預貯金者に重大な過失があれば、補償されないこともあります。

**偽造カードの場合**

偽造カードを使ってATMで預貯金を引き出された場合は、預貯金者に故意または重大な過失がなければ全額補償してもらえます。故意または過失の立証責任は金融機関側にあります。

**盗難カードや盗難通帳の場合**

「偽造」による被害は、よほどのことがない限り金融機関が補償するのに対して、「盗難」の被害は預貯金者に過失があれば75%の補償、重大な過失があれば無補償の可能性がります。原則として、金融機関に通知をした日の30日前からの補償なので、月に1度はチェックしましょう。

**重大な過失の例 → 偽造・盗難とも補償なし**

- 他人に暗証番号を知らせる ○暗証番号をカードに書く ○他人にカードを渡す ○以上と同程度の注意義務違反

**過失の例 → 偽造は全額補償、盗難は75%補償**

- 生年月日、自宅住所、電話番号、車ナンバーなどを暗証番号にし、かつ免許証など暗証番号を推測できるものとカードと一緒に保管 ○暗証番号が簡単に分かるメモなどをカードと一緒に保管

- 石狩市消費生活相談窓口 ☎75-2282
- 石狩消費者協会相談窓口 ☎72-2432

**石狩市生活弱者支援一時金支給事業**

市では、著しい石油製品価格高騰のための緊急対策事業として、在宅で生活する高齢者などの生活弱者世帯に対し、平成20年度に限り一時金を支給します。

**支給対象**

- 11月1日(基準日)現在において本市の住民基本台帳に登録されていること
- 平成20年度市民税が非課税世帯であること
- 基準日に世帯全員が社会福祉施設等に入所、または医療機関に長期入院していないこと
- 基準日において次のいずれかに該当する世帯であること
  - ア.高齢者世帯:満75歳以上の者のみで構成されている世帯 図高齢者支援課 ☎72-6121
  - イ.障がい者世帯:次の手帳の交付を受けた者を有する世帯 図障がい支援課 ☎72-3194
    - 身体障害者手帳(1級・2級)
    - 療育手帳(A判定)
    - 精神障害者保健福祉手帳(1級)
  - ウ.ひとり親世帯:ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けた者を有する世帯 図子ども家庭課 ☎72-3128
  - エ.生活保護世帯:生活保護を受給している世帯 図福祉総務課 ☎72-3127

支給額 一世帯当たり6千円

申込期間 11月17日(月)～28日(金)

申込 必要書類を郵送、またはりんくる1階ロビー特設会場、厚田保健センター、浜益支所市民生活課に提出してください。

※今回の一時金支給は、臨時議会において補正予算審議を予定しています。詳しくは、あいボードや市HPでお知らせします

暮らし

行事

募集

教育・文化

子育て

健康・福祉

保険・年金

防災

そのほか

1月号原稿締切は11月30日(日)です。